

[解説]

福祉機器・用具の知識と適合技術をもった義肢装具士の育成を目指して！  
— 新潟医療福祉大学 医療技術学部 義肢装具自立支援学科 —

東江由起夫

キーワード：義肢装具士，福祉用具，教育

Education of Prosthetist and Orthotist with Assistive Technology  
— Dept. of Prosthetics & Orthotics and Assistive Technology, Faculty of  
Medical Technology, Niigata University of Health and Welfare —

Yukio Agarie

Keyword : Prosthetist and Orthotist, Assistive Technology, Education

1. はじめに

我が国の65歳以上人口は、平成18年9月15日現在20.7% (2640万人) で、総人口の1/5が高齢者である。その数は年々増え続け、平成27年(2015年)には3人に1人が高齢者となると推定されている。また身体に障害をもった方々も高齢者化が進み、これまで以上に社会的な支援が必要となってきている。

このような背景の中、介護保険や障害者自立支援法が制定され、福祉用具のニーズは一層高まってきている。しかし現状では福祉用具の専門的な知識と適合技術をもった専門職は少ない。また医療専門職の教育プログラムにおいても、福祉用具を専門職の業としてカリキュラムに取り入れて展開しているところは少ない。

本学科は、このような社会的な背景を受け、義肢装具士の教育プログラムの中に、本格的に福祉用具のプログラムを取り入れ、時代のニーズに応える専門職の育成を目指した日本でも初の学科である。義肢や装具を身体に適合させることを業とする義肢装具士の適合技術を、福祉用具の分野で展開しようとするビジョンをもって生まれた世界でも類のない学科である。

2. 義肢装具士教育の状況

義肢装具士法は昭和62年に制定され、今年で20年目を

迎える。義肢装具士は「厚生大臣の免許を受けて、義肢装具士の名称を用いて、医師の指示の下に、義肢及び装具の装着部位の採型並びに義肢及び装具の製作及び身体への適合を行うことを業とする者をいう」と定義されている。昭和63年には第1回国家試験が実施され、平成19年までに20回目の国家試験が行われ、合計3,319名の義肢装具士が誕生している。

日本における義肢装具士の教育は、義肢装具士法に先駆けて昭和57年4月開設された、国立身体障害者リハビリテーションセンター学院義肢装具専門職員養成課程(当時)から始まる。その後、全国各地に養成校が誕生し、これまでに7校の専門学校、2校の大学、計9校が開設され毎年120名が卒業している。平成22年には248名を社会に送り出す。本年度4月に開設した学科は、大学としては2校目であり、医療福祉系の大学としては日本初である。

大学教育が始まったのは2年前である。理学療法士や作業療法士、看護師等の専門職教育が大学に移行し専門性を深めている中、義肢装具士の大学教育のみが後れをとっていた。そういったことから大学における義肢装具士教育は、これまでの技術中心型の専門学校教育とは異なり、より幅広い知識をもった専門職の育成と、学術的に義肢装具を探究し、学問としての義肢装具を確立することが望まれている。また最近では、福祉用具に関する知識や適合技術



図1 有機溶剤に対応した製作室



図2 ドイツから輸入した最新鋭の機械



図3 適合室Ⅱ（福祉用具専用）



図4 バリアフリーの環境（オープンキャンパス時）

の教育が求められてきているが、福祉用具を本格的にカリキュラムに取り入れて実践している教育機関は本学のみである。

### 3. カリキュラム

現在、専門学校で行われているカリキュラムは、義肢や装具を中心に構成されている。中には座位保持装置や、欧州の整形靴のコースを取り入れているところもあるが、カリキュラムに福祉用具を本格的に取り入れて教育をしているところはない。

本学科では、福祉用具の知識と適合技術もった義肢装具士の育成を目指し、従来の義肢装具士教育カリキュラム(約3000時間)の1/3の時間数を移動機器、コミュニケーション関連用具、パーソナルケア関連用具、家事用具などの福祉用具に割り当て、より専門的に学べるようにした。また義肢や装具も福祉用具の一つとして取り扱い、1年次の早い段階から福祉用具の教育をスタートさせ、福祉用具全般を扱う専門職としての意識を入学時から高めるようにしている。これらの科目は4年間に義肢装具専門科目と並行して進められ、義肢装具士の業とする適合技術が、福祉用具

の分野においても展開できるように組み込んでいる。義肢装具、福祉用具の知識がある程度身についた3年次には義肢装具関連施設への臨床実習を行い、集大成の4年次には福祉用具の臨床実習を行うようプログラムしている。

こうした臨床実習カリキュラムによって義肢装具のみならず、福祉用具を利用しているユーザーや、それに関わる専門職との連携のあり方を学び、幅広い視野から専門職としての資質を高められるようにしている。

### 4. 設備と教育環境

40名の学生が実習の内容や目的に応じ、効率よく学べるように製作室、機械室、適合室、石膏モデル修正室、成形室、縫製室といった実習室を確保しレイアウトも工夫した。また実習が他学年と重なった際に支障を来さないようにするため、メインとなる製作室、適合室をそれぞれ2つ確保した。特に製作室の1つには有機溶剤対応の吸引システムを採用し、学生の健康を考えた設備を導入した(図1)。また機械室には、ドイツから輸入した最新鋭の切削機械や、切削加工の際に生じる粉塵を吸い込む集塵機を設置した(図2)。適合室の1つは義肢装具の採型や適合を中心に使

用する実習室で、もう1つは福祉用具の体験や適合評価を行う実習室である(図3)。車いすなどの移動機器が設置され、いつでも体験できるようになっている。さらに、廊下を幅広く確保し、車いすに乗った方がすれちがっても十分なスペースがとれるようにするなど、建物全体はバリアフリーを実現している(図4)。これらの設計には、教員の臨床並びに教育の経験が生かされている。

## 5. 目指す資格

本学科の目指す資格は、まずは手足を失った人々や、手足の機能を失った人々に対して、義肢や装具を製作・適合させることを業とする「義肢装具士」の国家資格である。加えて高齢者や障害をもった人々に対し、福祉用具の選定やアドバイスをする「福祉用具相談専門員」、福祉用具の選定の援助、適切な使用計画の策定、利用の支援、及び適用状況をモニター・評価まで行う「福祉用具プランナー」、高齢者や障害者に対して安全で快適な住環境を提案し、適切な住宅改修プランを提示する「福祉住環境コーディネーター」といった資格を目指す。

義肢装具士の国家資格は、本学を卒業する4年次に受験することができる。福祉用具専門相談員は在学中に取得し、福祉用具プランナーは在学中に単位をとると卒業後2年間の実務経験を経て取得できるよう検討中である。福祉住環境コーディネーターについても試験に合格できるだけの力がつくカリキュラムとした。

これらの資格は、義肢装具士の国家資格が取得できてはじめて、より専門的に生かすことができる。義肢装具士の適合を業とする知識や技術が、福祉用具の選定や適合、福祉住環境の整備や改善に転化できるからである。

## 6. 就職先

専門学校卒業生の就職先は、全国にある約600社ある義肢装具製作企業への就職が90%以上を占めている。次いで病院に併設の義肢装具製作部門、義肢装具パーツ開発販売企業、国際協力、専門学校及び大学教員である。

本学では義肢装具関連企業への就職以外に、4年間で学んだ福祉用具の専門的な知識を生かし、座位保持装置を製作する工房、車いす開発販売、靴製作、福祉用具販売、福祉住宅環境整備、福祉車両の開発販売など、福祉用具を取り扱う全ての企業への就職を目指している。現在、積極的に4年後の就職に向けて企業へのPRを行っている。

## 9. おわりに

以上、本学義肢装具自立支援学科の概要について説明した。平成5年に制定された「福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律」(通称:福祉用具法)で福祉用具は、「先天的な原因に基づく、あるいは、高齢化による者を含む、後天的な外傷・疾病等の原因で生じた精神的・身体的不具

合を補填するため、あるいは生活に適応させるための目的を持つ全ての用具・設備機器」と定義づけされている。従って「身体障害者福祉法(現行は障害者自立支援法)」で、補装具として扱われてきた義肢、装具、座位保持装置、その他(盲人用安全つえ、義眼、眼鏡、点字器、補聴器、人工咽頭、車いす、電動車いす、歩行器、頭部保護帽、収尿器、ストマ用装具、歩行補助つえ)と、「老人福祉法」で扱われてきた日常生活用具は、福祉用具という包括的な概念として定義できる。

現在、福祉用具の一部に分類されている義肢装具は、個々の対象に対し最も適合技術を必要とする福祉用具である。ここに義肢装具士の資格のすばらしさがある。この義肢装具士の適合技術を、その他の福祉用具を必要とする対象者に生かすことができれば、多くの高齢者や障害をもった人々の日々の生活は豊かなものになると信じる。「義肢装具自立支援学科」という名称には、このようなQOLサポーターとしての義肢装具士を目指すという意味が込められている。